施設管理業務 委託会社 選定 入札公告

1. 入札提出に付す事項

① 入札名 : 駐日本大韓民国大使館 施設管理業務 委託会社 選定

② 位　置 : 駐日本大韓民国大使館

〒106-0047 東京都港区南麻布1-2-5

(1Chome 2-5, Minamiazabu, Minato-ku,Tokyo-to, 160-0047)

① 契約期間 : 2027年1月1日から2027年12月31日まで

② 契約方法 : 一般競争入札(落札下限率 89.995%)/適格審査(85点以上)

③ 基礎金額 : ￥44,500,000.-(税込)

※本基礎金額は、業務全体を履行する契約の締結を前提として算定した金額であり、必要に応じて減額する場合があります。

(下記「8. 注意事項」の「①」及び「⑥」を参照)

2. 入札書の提出及び開札日時

① 受付開始 : 2026年 11月18日

② 締切日時 : 2026年 11月26日 10 : 00

③ 開札日時 : 2026年 11月26日 10 : 00 以降、

④ 開札場所 : 駐日本大韓民国大使館 総務課

3. 入札の参加資格

① 日本の法令により基づき、当該事業を遂行するために必要な許可・認可・免許・登録・届出等を取得している者、又は国内法に基づく当該資格要件を満たしている者。

② 日本の法令により基づく不正当業者に該当しない者。

※「国家を当事者とする契約に関する法律施行令」第76条第1項各号に該当しない業者を準用する。

4. 現場説明

① 本事業においては現場説明を実施いたしません。公告内容の確認が必要な場合は、現場訪問にて代えるものとしますので、本事業の内容を十分に事前把握のうえ、入札にご参加くださいますようお願いいたします。

② 上記内容を履行しなかったことにより生じる責任は、入札参加者に帰属するものとします。

5. 提出書類

① 入札参加申請書 1部

② 入札保証金支払確約書 1部

③ 施設管理業務 見積書 1部

④ 事業者登録証または法人登録証に相当する書類 1部

- 当該事業を遂行できる業種が明記されていること

⑤ 適格審査評価に基づく提出書類(各1部)

- 企業信用評価等級確認書
- 過去5年間の同等以上業務および類似業務の履行実績
- 過去3年間の決算報告書
- 会社概要および管理運営計画書

※ 上記書類をすべて揃えたうえで、2026年11月26日 10:00 までに、大使館 総務課 施設管理担当者宛または大使館代表メール(general_jp@mofa.go.kr)へ提出すること。(提出書類は一切返却しません。)

※ メールで提出する場合は、送信時点を提出日とみなします。原本は、後日郵送にてお届けください。

6. 予定価格の作成および契約相手方の決定方法

① 予定価格は、基礎金額の±2%の範囲内で作成された15個の異なる複数予備価格のうち、4個を抽選し、その算術平均値を予定価格として自動決定するものとする。

② 予定価格以下かつ予定価格の **89.995%以上**の範囲内で最も低い価格で入札書を提出した者の順に、調達庁「一般用役適格審査細部基準(施設分野用役適格審査)」に基づき審査を行います(※失格事由のいずれにも該当しない者に限る)。

③ 適格審査の審査項目および配点は、当該用役の遂行能力 35 点、労働条件履行計画の適正性 5 点、入札価格 60 点とし、総合得点 **85 点以上** の者を落札者として決定する。

④ 契約相手方として決定された業者は、落札通知日から 10 日以内に契約を締結しなければならない。

⑤ 契約担当者は、最上位の提出者が契約締結前に不適格と判明して契約相手方決定が取消される場合、または当該契約を履行できないやむを得ない事由により契約放棄書を提出し、契約相手方決定の対象から除外された場合には、次順位者の順に失格該当の有無を審査し、契約を締結する。

⑥ 同一価格の入札者が2名以上存在する場合は、抽選により落札予定者を決定する。

7. 入札の無効

① 入札参加資格のない者または代理権を有しない者による入札

② 入札書の入札金額等、重要部分が不明確である場合、または訂正後の訂正印が欠落している入札

③ 談合その他の方法により競争を阻害した者の入札

④ 入札担当職員の入札執行業務を妨害した者の入札

8. 注意事項

① 入札参加者は、別添「設備年間定期維持保守基準表」に基づき、業務内容、実施回数、単価及び年間金額を項目ごとに記載した見積書を提出すること。最終的な業務内容は、関係法令及び入札条件に従い、確定した予算の範囲内で、選定された事業者と協議の上、決定する。

② 参加資格に問題がない場合、落札者として決定・通知します。
落札者として決定された者が、契約締結前に入札無効等の不適格者と判明し落札決定が取り消された場合で、当該不適格者を除き2名以上の有効な入札が成立しているときは、次順位者の順に必要な審査等を実施し、落札者を決定します。

③ 入札参加者は、入札に必要なすべての事項を十分に把握したうえで入札に参加しなければならず 、これを把握しなかった責任は入札参加者に帰属します。

④ 書類提出は郵送または電子メールで受け付け、提出された書類は返却しません。

⑤ 本入札に参加しようとする者は、提出書類の審査過程において誤記・記載漏れその他説明を要する事項が認められた場合、入札書提出期限までに発注機関へ説明を求めることができます。

⑥ 物価・賃金・為替などの著しい変動、または法令変更に伴う業務内容の変更、経済情勢の変動その他の事由により、委託金額が適切でないと判断される場合、契約期間中であっても委託金額を改定することができます。

9. お問い合わせ

ー 当館 03-3452-7611 (運営支援課、内線6716)

2026年11月18日

駐日本大韓民国大使館